

#### 4 入札等権限の委任に関する変更の申請書類等

変更内容	説明	申請区分	申請書類
1.委任営業所から本社	委任営業所の廃止等の理由により権限を本社に戻す場合。	(1)委任変更申請書 (登録営業所→本社) (様式第13号の3)	①使用印鑑届(様式第4号) ※使用印鑑を変更する場合のみ ②専任技術者証明書又は一覧表(所管官庁受付印必須)(写) ※職種:建設工事のみ
2.本社から登録済みの委任営業所	営業エリアの変更等で本社から登録済みの他の委任営業所に権限を委任する場合。	(1)委任変更申請書 (本社→登録営業所) (様式第13号の4)	①使用印鑑届(様式第4号) ※使用印鑑を変更する場合のみ
3.本社から未登録営業所	営業所の新設等により本社から未登録の他の営業所に権限を委任する場合。	(1)委任変更申請書 (本社→未登録営業所) (様式第13号の5)	①都道府県・市町村に未納がない証明書又は納税証明書(写) ※納税証明書の場合は2年分 ※発行日が申請日から3か月以内のもの ※未登録の他の営業所と本社の所在都道府県・市町村が異なる場合のみ ※営業所設立1年未満で、納税証明書が発行できない場合は、理由書(A4サイズ、任意様式)の提出 ②登録(許可)証明書(写) ※測量等営業所ごとに登録が必要な場合のみ ③委任状(様式第3号) ④使用印鑑届(様式第4号) ⑤所在証明書 ※既に提出している登記事項証明書に当該営業所が記載されていない場合のみ ※委任先営業所等の所在が証明できる書類として次のいずれかの原本又は写しを提出(書類に委任先営業所名記載必須) ・市町村(東京23区では発行していません。)が発行する「法人所在証明書」(発行日が申請日から3か月以内のもの) ・建設業許可申請時の「専任技術者証明書」 ・「ISO等登録証」 ・営業所名、住所の記載のある「公共料金支払い領収書」 ※本社(店)と委任営業所の住所が同じである場合に限り、当該書類に代え、営業所の記載がある社内組織図等を提出してください。

変更内容	説明	申請区分	申請書類
4.委任営業所から登録済みの他の委任営業所	委任営業所が廃止等の理由により登録済みの他の委任営業所に権限を委任する場合。	(1)委任変更申請書 (委任営業所→登録営業所) (様式第13号の6)	①使用印鑑届(様式第4号) ※使用印鑑を変更する場合のみ
5.委任営業所から未登録の他の営業所	委任営業所が廃止等の理由により、未登録の他の営業所に権限を委任する場合。	(1)委任変更申請書 (委任営業所→未登録営業所) (様式第13号の7)	①「(3)本社から未登録営業所」提出書類に同じ

注)上記の申請に必要な申請書は、組合ホームページに公開していないため、組合に問い合わせること

注)申請書類は、申請日から3ヶ月以内に作成又は取得した書類であること

注)申請書類の詳細については、令和4年度定期審査(令和5・6年度分)で使用した各種手引でご確認すること

注)登録済みの他の委任営業所とは、営業所で申請し入札参加資格を有している営業所であること

注)未登録の他の営業所とは、入札参加資格を有していない営業所であること